

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

留萌市

## 2 構造改革特別区域の名称

医師臨床研修推進特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

留萌市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

留萌市は、北海道中央部西端に位置し、北西部は日本海に面した人口2万6千人の都市である。

留萌市立病院は、第二次医療圏としての留萌圏域の「地域センター病院」として、地域医療の向上を図るために重要な役割を担っており、平成15年10月30日からは、留萌支庁管内における唯一の臨床研修指定病院として、臨床研修医の研修教育を行っている。

当院は、住民の生命・健康を守るという公立病院としての役割から、第二次救急医療機関としての体制を維持する必要があるため、第一次救急医療機関、第三次救急医療機関との連携強化を図りながら、全診療科が協力し、24時間体制の「安心の救急医療」を継続している。

また、分娩を受け入れる医療機関は、留萌診療圏域内では当院だけであることから、「子供を安心して産んで育てる環境づくり」を目指し、産婦人科、小児科の診療科目を維持するとともに、高度な診断、治療を必要とする患者については、市立旭川病院、旭川赤十字病院、JA北海道厚生連旭川厚生病院、旭川医科大学病院等との積極的な連携を行っている。

さらに、消化器疾患について、最新の知識と技術を取り入れ、専門性の高い医療を提供するため、内科・外科・病理診断科との協同で、総合的な消化器科の診療体制である「消化器病センター」を設置し、胃がん、大腸がんなど、消化器系のガンの早期発見、早期治療に力を入れている。

留萌市立病院では、上記のような留萌診療圏域の基幹病院としての利点を活用し、臨床研修医に対して、地域に密着した実践的なプライマリ・ケアを習得させるとともに、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力などの基本的臨床能力のみではなく、患者の心

理的、社会的側面を含む全人的医療を身につけさせることにより、医療水準の向上に寄与することができる。

医師の確保は、住民の命と健康を守るうえでも、最も重要な課題であるが、全国的に地域医療に従事する医師の不足は深刻化しており、大学からの医師の派遣に頼らざるを得ない状況は、留萌市立病院も同様である。

このため、将来の地域医療の担い手となる医師を地域医療機関が自ら育成・確保していくことが求められている。

臨床研修医の多くは、研修2年目において診療科の専門を決めるため、当院で2年間の研修を行わせることにより、留萌地域が必要とする診療科の専門医へ育成し、当院医師として確保できる可能性が高まる。また、研修終了後、研修医が大学医局へ入局した場合においても、当該研修医を通じ、大学との関係が維持されることから、将来的に当院への医師派遣が期待できる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

平成16年4月の改正医師法施行により、医師の卒後2年間の臨床研修が必修化され、「①医師としての基盤形成の時期に、アルバイトせずに研修に専念できる環境を整備し、②プライマリ・ケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得するとともに、③医師としての人格を涵養する。」ことが臨床研修に求められることになった。

留萌市は、構造改革特別区域計画を策定し、臨床研修医を地方公務員法第22条第5項に基づく臨時職員として、2年間継続的に任用するとともに、臨床研修医が研修に専念できる充実した処遇を用意（上記①）するほか、臨床研修プログラムに基づき、地域に密着した実践的なプライマリ・ケアを修得させ、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力、さらには、患者の心理的、社会的側面を含む全人的医療を身につけさせる（上記②、③）ことにより、当該臨床研修医の資質向上を図り、地域医療水準の向上に寄与する。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

留萌市立病院は、留萌医療圏域の「地域センター病院」として、地域医療機関との病診連携や病病連携を推進するため、急性期医療の強化に加え、救急医療、育成（周産期）医療及び予防医療（健診部門）の充実・強化など、包括的医療の提供を実践してきている。

また、平成17年4月以降、毎年研修医を受入れ、地域に密着した実践的なプライマリ・ケアを習得させるとともに、医師として必要な

人間関係、生活態度、基本的診療能力を身につけさせ、もって医療水準の向上に寄与してきた。

しかし、地域医療における医師不足は深刻で、留萌市を中心とする医療圏においても、大学からの医師派遣に頼らざるを得ない状況にあるため、地域医療機関自らによる有能な医師の育成及び確保が求められている。

そのため、本構造改革特別区域計画を策定し、臨床研修医の適正な任用を行うことにより、研修医が安心して研修に専念できる環境を整備するとともに、当該研修を通じ、市の重要課題である地域医療の実態を正しく認識させ、市民のニーズ変化に的確に応えることができる医師の育成及び確保を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

留萌市立病院は、「4 構造改革特別区域の特性」で述べたように、救急医療など、地域における医療ニーズに積極的に取り組んでいるところである。

このような地域の病院で研修が行われることは、多様なニーズに対応できる医師の育成を可能とするため、医師の資質向上という社会的効果が見込まれる。

また、臨床研修は、医師としての第一歩であり、その後の医師としての生涯の発展に大きな影響を及ぼすものである。若手医師の大学病院志向が強い現状の中で、1人でも多く地域医療を志す医師を育成することにより、地域医療の水準が向上する。

臨床研修医の数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
臨床研修医師	人	1人	6人	5人	3人	4人
1年次(独自)		1人	3人	1人	2人	1人
1年次(協力)			2人	1人		1人
2年次			1人	3人	1人	2人

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
臨床研修医師	6人	8人	8人	8人	8人	8人
1年次(独自)	3人	3人	3人	3人	3人	3人
1年次(協力)	2人	2人	2人	2人	2人	2人
2年次	1人	3人	3人	3人	3人	3人

## 8 特定事業の名称

地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本計画における特定事業と併せ、以下の事業を実施するものとする。

### 《既存事業》

- ・ 留萌市立病院臨床研修プログラム  
留萌医療圏域の基幹病院としての利点を活用し、地域に密着した実践的なプライマリ・ケアを習得し、医師として必要な人間関係、生活態度、基本的診療能力を身につけることを目標とした2年間で完結する研修プログラム。
- ・ 公立病院としての機能
  - 1) 地域センター病院機能の強化
  - 2) 救急医療体制の維持
  - 3) 育成（周産期）医療の強化
- ・ 特色ある病院としての機能
  - 4) 消化器病センターの確立
  - 5) 人工透析治療提供体制の安定維持
  - 6) 診療所（在宅療養支援診療所）の機能強化
- ・ 公立病院としての附帯機能
  - 7) 災害時における適時適切な対応
  - 8) 予防医療の拡大

### 《新規事業》

- ・ 地域のイベントや講演会、さらには、構成員として市民も加わる各種委員会等へ研修医が積極的に参加できる体制を構築し、医療の枠を越えた市民との交流の場を設け、研修医の地域への愛着を深めることにより、地域医療への従事意欲を高める。  
併せて、「地域としても医師を受入れていく」という市民意識を醸成し、研修医が地域医療に従事しやすい環境づくりを図る。

別紙 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

409 地方公務員の臨時的任用期間の延長事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特定事業の実施主体

留萌市

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成21年4月1日

### 4 特定事業の内容

主体： 留萌市

区域： 留萌市の全域

内容： 留萌市立病院において、留萌市立病院卒後臨床研修プログラムに基づき、臨床研修医に対して研修を行う。

平成21年度において4人、平成22年度は1年次5人、2年次1人、平成23年度以降は1年次5人、2年次3人を受け入れる。

プログラムの目的と特徴：

プライマリ・ケアを中心とした基礎的知識、技術、態度などの基本的臨床能力を身につけ、患者の心理的、社会的側面を含む全人的医療を身につける。

### 5 当該規制の特例措置の内容

(当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等)

本特例措置は、臨床研修指定病院である留萌市立病院において、臨床研修医を雇用する場合に、1年を超えて臨床研修医を任用しようとするものである。臨床研修は、平成16年4月から施行された改正医師法により、2年間で義務化されているが、留萌市立病院が策定した臨床研修プログラムも2年間で完結するものとなっている。

平成20年12月1日現在における留萌市立病院の正規医師25人の平均在職年数は3年4月で、在職5年以上の医師は5人であり、在職5年以上の医師のうち、45歳以下の医師は2人である。

また、在職10年以上の医師は3名であり、45歳以下の医師は1名である。

この数値から明らかになるように、若い頃から地域医療に従事する医師は非常に少ない。

医師の大学病院志向、さらには、札幌市を中心とした都市部での勤務希望が強いため、地域医療に従事する医師は少なく、また、地域センター病院としての重要性がますます高まっているにも関わらず、医師確保が難しい状況にある。このような状況を踏まえ、臨床研修の義務化を好機ととらえ、地域に必要な人材（医師）を戦略的に育成・確保していこうとするものである。

### （臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容）

#### （１）特例措置に係る臨時的任用職員数

本特例措置に係る臨時的任用職員は、管理型臨床研修病院として募集する研修医であり、１年次につき３人、合計６人とする。（協力型臨床研修病院として受入れる臨床研修医は、任用期間が１年以下となるため、本特例措置に係る臨時的任用職員としない。）

#### （２）臨時的任用の状況の公表について

現在、職員の状況については、財政状況の公表時に、給与の状況に併せて市広報により公表しているところであるが、本特例措置に係る任用職員についても、これに併せて任用数等を市民に公表する。

また、総務省の定員管理調査においても、臨時職員として報告を行う。

#### （３）職員の身分保障について

ア 任用通知により任用期間、給与、勤務時間等の任用条件及び業務の内容を明示する。

イ １回の任用期間は６ヶ月以内とし、研修の効果が得られないと認められる場合は、更新は行わない。

ウ 職員の休暇は、年次休暇とする。職員が負傷又は病気により療養を要する場合は、療養を要することとなった日の属する月の翌月から無給とし、健康保険法に基づく傷病手当金の支給を受ける。

なお、本特例措置に係る臨床研修医の年次休暇は、留萌市立病院臨時職員に関する規程第６条の規定を適用する。

エ 本特例措置に係る臨床研修医の任用は、２年を超えないこととする。

#### (4) 資格要件の制定

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないことのほか、年齢要件、免許要件を資格要件として規則等で定めることとする。

#### <用語の説明>

##### ※1、2 管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院

臨床研修病院は、単独型臨床研修病院と臨床研修病院群（1カ所の管理型臨床研修病院と、1カ所以上の協力型臨床研修病院から構成）という2つの形態がある。

留萌市立病院は、管理型臨床研修病院として荻野病院等を協力型臨床研修病院とする研修プログラムを提供するほか、札幌医科大学を管理型臨床研修病院とした協力型臨床研修病院として研修を提供する。

管理型臨床研修病院としては、臨床研修医の採用を独自に行うとともに、2年間継続して研修を実施する。一方、協力型臨床研修病院としては臨床研修医の採用はせず、管理型臨床研修病院が採用した臨床研修医が管理型臨床研修病院から協力型臨床研修病院に派遣され、2年間の研究期間のうち1年以内の一定期間、研修を行うものである。なお、派遣中の処遇は、通常派遣先の協力型臨床研修病院の基準によることになる。